



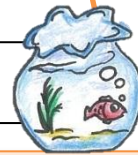
みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆電話勧誘のトラブルが増えています！
- ◆リコールされている台所用機器、お持ちではありませんか？
- ◆トラブルのきっかけは、メールやSNS！？
- ◆架空請求のハガキに御注意ください！

7 July
月号
第52号



電話勧誘のトラブルが増えています！

こんな相談がよせられています！

大手電話会社を名乗る業者から「料金が安くなるので、プロバイダーを変更しませんか？」と電話があった。断ったがその後同じような勧誘電話が何度もかかってくる。

突然「ご注文いただいていた健康食品を送ります」と電話があった。「注文していない」と断ったが、しつこく勧められ承諾してしまった。

知らない業者から「ある優良企業の社債に関する封書があなた宛てに届くはずだ。その社債は封書が届いた人しか購入できないので、もし興味がなければその権利を譲ってほしい。」と電話があった。「私に迷惑がかからないなら。」と了承したが、そのことを家族に話したら、あやしいと言われた。封書も届いてしまったが、どうしたらいいか。

皆様へのアドバイス



- ・断る時は余計な話はせずに、キッパリハッキリ断り、すぐに電話を切りましょう。
- ・留守番電話設定や相手の電話番号が表示される機能を利用して、登録番号以外からの電話には出ないという対策も有効です。
- ・一度被害にあった人に対し、「被害を取り戻す」などと言ってお金をだまし取る手口も増えています。一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは大変困難です。お金を支払う前に県の消費生活センター・県民サービスセンター・お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

リコールされている台所用機器、お持ちではありませんか？

平成25年度に消費者庁に寄せられたリコール製品による火災や重傷等の重大な製品事故の報告のうち、約4分の1が台所用機器によるものでした。

リコール製品は、そのまま使い続けると火災等の重大な事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。御自宅等にリコール製品が無いか再度確認し、お持ちの場合は使用を中止し、製造・輸入業者による回収・無償修理等を受けてください。

平成25年度に火災等の事故を起こしたリコール製品

●電気こんろ



●食器洗い乾燥機



●電子レンジ



お家に対象商品がないか確認しよう！



●IH調理器



●電気ケトル



●電気冷蔵庫



①富士工業(株)(製造)、サンウェーブ工業(株)(現:LIXIL)②日立熱器具(株)(現:日立アプライアンス(株))
③松下電器産業(株)(現:パナソニック(株))、松下電工業(株)(販売)(現:パナソニック(株))、日立化成工(株)(販売)(現:(株)ハウステック)④(株)萬品電機製作所【倒産】⑤リンナイ(株)(販売・製造)、クリナップ(株)(販売)、タカラスタANDARD(株)(販売)⑥松下電器産業(株)(現パナソニック(株))⑦TOTO(株)⑧(株)千石(輸入)、巖谷産業(株)⑨小泉成器(株)⑩三洋電機(株)⑪(株)永泰産業(輸入)、(株)テスコム
⑫(株)グループセブジャパン⑬シャープ(株)⑭LG電子ジャパン(株)(現:LG Electronics Japan(株))



トラブルのきっかけは、メールやSNS！？

県消費生活センターには日々様々なトラブルに関する相談が寄せられています。そのトラブルのきっかけとして、知らない人から届いたメールや、SNSの広告や知人をきっかけにしたものが増えています。

「懸賞金が当たった」という内容のメールが突然スマートフォンに入った。信用し、手続きをするためのやり取りを専用サイトでしていたら、いつの間にかそのやり取りが有料に切り替わっていて高額なサイト利用料を請求された。



SNSの広告からサイトに入り、ダイエットサプリメントの試供品をクレジットカード決済で購入した。他の商品も見てみようと思いクリックしたところ、クリックしただけで購入になってしまった。

アドバイス

- 知らない人からのメールやメッセージには返信しないようにしましょう。
- SNSは、SNS上に登録した情報等と連動したターゲティング広告が短期間で掲載されます。その広告のみではなく、広告からリンクされた先の通販サイト等の内容もよく確認しましょう。
- SNSに登録する情報はよく吟味しましょう。
- トラブルに気がついたらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

架空請求のハガキに御注意ください！



6月中旬から架空請求のハガキに関する相談が増えています。

「国民〇〇〇センター」というところから「確認通知書」というタイトルで届いているようです。法律用語を並べ、「裁判」や「財産の差し押さえ」等、消費者の不安をあおるような文言が使われていたり、「身に覚えがない場合は連絡ください」と書いてあったりしますが、相手と連絡を取りこれ以上個人情報を出してしまわないようにしましょう。

＊アドバイス＊

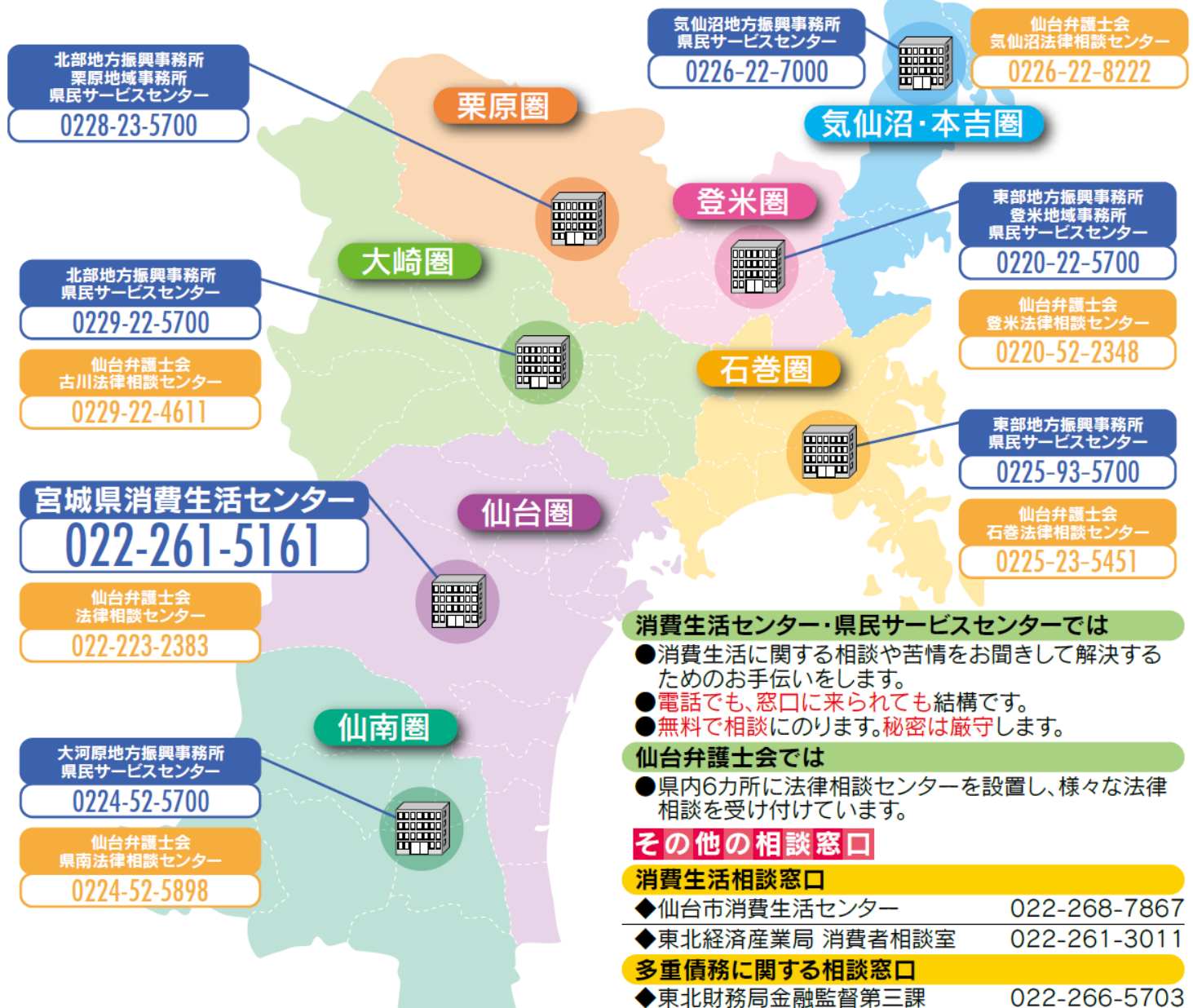
- 身に覚えがなければ連絡せずに無視しましょう！
- 請求された内容について不明な点があったり不安な場合は、ハガキの差出人に連絡するのではなく、お住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

